

10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) (改修)

7. 10. 1 一般事項

この節は、コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等で既存塗膜が合成樹脂エマルジョンペイントの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

7. 10. 2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り

(1) 合成樹脂エマルジョンペイント塗りは表7. 10. 1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

なお、天井面等の見上げ部分は、工程3を省略する。

(2) 塗替えの場合のしみ止めは、7. 9. 2(2)による。

表7. 10. 1 合成樹脂エマルジョンペイント塗り

工 程	種 別			塗り工法その他			塗付量 (kg/m ²)
	A種	B種	B種	規格番号	規格名称	種類	
下地調整	○	○	—	7. 2. 5、7. 2. 6(1)又は7. 2. 7による。(注)3			—
	—	—	○	表7. 2. 4、表7. 2. 5又は表7. 2. 7によるRC種			—
1 下塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー		0.07
2 中塗り1回目	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10
3 研磨紙刷り	○	—	—	研磨紙刷りP220～240			—
4 中塗り2回目	○	—	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10
5 上塗り	○	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンペイント	1種	0.10

(注) 1.下地調整の種別は、塗料その他の欄による。

2.新規に塗る場合は、A種又はB種とし、下地調整に代えて、素地ごしらえを7.3.5、7.3.6(1)又は7.3.7により行う。

3.押出成形セメント板面の下地調整は、表7.2.6によるRB種又はRC種とする。

【7. 2. 5 モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整】

モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整は表7. 2. 4により、種別は特記による。

特記がなければRB種とする。

表7. 2. 4 モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整

工 程	種 別			塗 料 そ の 他			面の処理
	RA種	RB種	RC種	規格番号	規格名称	種 類	
1 既存塗膜の除去	○	—	—	—			ディスクサンダー、スクレーパー等により、全面除去する。
	—	○	—	—			ディスクサンダー、スクレーパー等により、劣化し脆弱な部分を除去し活膜は残す。
2 汚れ、付着物除去	○	○	○	—			素地を傷つけないようにワイヤーブラシ等により、除去する。
3 ひび割れ部の補修	○	○	—	—			4章[外壁改修工事]によるひび割れ部の補修は特記による。
4 吸込み止め	○	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョンシーラー	—	既存塗膜を除去した範囲に塗り付ける。
5 穴埋め・パテかい	○	○	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	ひび割れ、穴等を埋めて、不陸を調整する
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
6 研磨紙刷り	○	○	—	研磨紙P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する
				研磨紙P240～320			
7 パテしごき	○	—	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	全面をしごき取り、平滑にする
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
8 研磨紙刷り	○	—	—	研磨紙P120～220			乾燥後、全面を平らに研磨する

(注) 1.アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの場合、工程4の吸込み止めは、塗料の製造所の指定するものとする。

2.合成樹脂エマルジョンパテは外部に用いない。

【7. 2. 6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の下地調整】

- (1) コンクリート面及びALCパネル面の下地調整は表7. 2. 5により、種別は**特記**による。
特記がなければRB種とする。ただし、8節[耐候性塗料塗り(DP)]の場合は、(2)による。

表7. 2. 5 コンクリート面及びALCパネル面の下地調整

工 程	種 別			塗 料 そ の 他			面の処理
	RA種	RB種	RC種	規格番号	規格名称	種 類	
1 既存塗膜の除去	○	—	—	—			ディスクサンダー、スクレーパー等により、全面除去する。
	—	○	—	—			ディスクサンダー、スクレーパー等により、劣化し脆弱な部分を除去し活膜は残す。
2 汚れ、付着物除去	○	○	○	—			素地を傷つけないようにワイヤーブラシ等により、除去する。
3 ひび割れ部の補修	○	○	—	—			4章[外壁改修工事]によるひび割れ部の補修は 特記 による。
4 吸込み止め	○	○	—	JIS K 5663	合成樹脂 エマルジョンシーラー	—	既存塗膜を除去した範囲に塗り付ける。
5 下地調整塗り	○	—	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1C-2 CM-2 又はE	全面に塗りつけて平滑にする
	—	○	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1C-2 CM-2 又はE	既存塗膜の除去部分の不陸を調整する
	—	—	—	JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
6 研磨紙刷り	○	○	—	研磨紙P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する
	—	—	○	研磨紙P240～320			
7 パテしごき	○	—	—	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	全面をしごき取り、平滑にする
				JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	耐水形	
8 研磨紙刷り	○	—	—	研磨紙P120～220			乾燥後、全面を平らに研磨する

(注) 1.コンクリート面の場合は、工程4を省略する。

2.合成樹脂エマルジョンパテは外部に用いない。

3.工程5の建築用下地調整塗材のC-1、C-2、CM-2又はEの使い分けは、4. 5. 5[既存コンクリート打放し仕上げ外壁、既存モルタル塗り仕上げ外壁等の下地調整]の(ア)及び(ウ)による。

なお、ALCパネル面において、下地調整塗材Eを用いた場合、工程4を省略する。

【4. 5. 5 既存コンクリート打放し仕上げ外壁、既存モルタル塗り仕上げ外壁等の下地調整】

既存のコンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁等に仕上塗材塗りを行う場合の下地調整は次による。

(ア) コンクリート面の下地調整は、次による。

(a) 目違いは、サンダー掛け等により取り除く。

(b) 下地面の清掃を行う。

(c) 下地調整塗材 C-2 を、1～2mm 程度全面に塗り付けて、平滑にする。ただし、スラブ下等の見上げ面、厚付け仕上塗材仕上げ等の場合は、省略する。

(d) 下地の不陸調整厚さが1mm 以下の場合は、(c)の下地調整塗材 C-2 に代えて、下地調整塗材C-1を平滑に塗り付けることができる。

(e) 下地の不陸調整厚さが3mm を超えて 10mm 以下の場合は、(c)の下地調整塗材 C-2 に代えて、下地調整塗材 CM-2 を平滑に塗り付ける。

(ウ) ALCパネル面の下地調整は、次による。

(a) 下地面の清掃を行う。

(b) 合成樹脂エマルジョンシーラーを全面に塗り付ける。ただし、下地調整塗材Eで代用する場合は、省略することができる。

(c) 仕上塗材の製造所の仕様により下地調整塗材C-1又は下地調整塗材Eを全面に塗り付けて、平滑にする。ただし、外装薄塗材S仕上げの場合は、下地調整塗材 C-2 を全面に塗り付けて、平滑にする。

【7. 2. 7 せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整】

せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整は表7. 2. 7により、種別は特記による。
特記がなければRB種とする。

表7. 2. 7 せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整

工 程	種 別			塗 料 そ の 他			面の処理
	RA種	RB種	RC種	規格番号	規格名称	種 類	
1 既存塗膜の除去	○	—	—	—			全面除去する。
	—	○	—	—			劣化し脆弱な部分を除去し活膜は残す。
2 汚れ、付着物除去	○	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。
3 穴埋め、パテかい	○	○	—	JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	一般形	釘頭、たたき跡、傷等を埋め、不陸を調整する。
				JIS A 6914	せっこうボード用目地処理剤	ジョイントコンパウンド	
4 研磨紙刷り	○	○	—	研磨紙P120～220			乾燥後、表面を平らに研磨する
	—	—	○	研磨紙P240～320			
5 パテしごき	○	○	—	JIS K 5669	合成樹脂エマルジョンパテ	一般形	全面をしごき取り、平滑にする
				JIS A 6914	せっこうボード用目地処理剤	ジョイントコンパウンド	
6 研磨紙刷り	○	—	—	研磨紙P120～220			乾燥後、全面を平らに研磨する

- (注) 1.屋外及び水回り部の場合は、工程3及び工程5の合成樹脂エマルジョンパテは、上に塗り重ねる塗料の製造所の指定するものとする。
 2.工程3及び工程5のせっこうボード用目地処理材は、素地がせっこうボード面の場合に適用する。
 3.けい酸カルシウム板面の場合は、工程3の前に吸込止めとして JASS18 M-201 に基づく塗料を全面に塗る。
 ただし、屋内で現場塗装する場合、吸込止め用材料は、上に塗り重ねる塗料の製造所の指定する水系塗料とする。
 4.仕上材が仕上塗材の場合、工程3及び工程5に用いる塗料その他は、仕上塗材の製造所の指定するものとする。